

イノベーションを引き起こすための最新特許心得

Latest patent knowledge to trigger innovation

東工大オープンイノベーション機構 大嶋 洋一

Tokyo Institute of Technology, Open Innovation Platform

E-mail: oshima@sangaku.titech.ac.jp

知的財産とは、人類の知的創作活動の所産であり、そのうち発明(=インベンション)は知的財産の典型例である。発明は世の中を変える起点となり、その後イノベーションを引き起こして産業の発展を遂げてきた。イノベーションを引き起こすために重要な役割を果たしているのが発明を権利化する特許制度である。イノベーションを引き起こし産業の発展に寄与するために、特許制度は①発明の保護、②発明の利用、③発明の奨励を行ってきた(特許法1条参照)。近時のクリティカルパスは②の発明の利用、特許利用のプロセスである。

特許の利用方法は、産業構造に依存する。現在の産業構造は、多くの分野で垂直統合型から国際的水平分業化への流れ、すなわちパートナーを活用するオープンイノベーションの方向へと変化している。オープンイノベーションに必要な特許は、グローバルな視点で仲間を作る「パートナー作りのための特許」である。

オープンイノベーションは更に進化し、サービス産業を起点にしたサービス・オープンイノベーションという形態が大きなトレンドとなり始めている。サービス産業のオープンイノベーションは、顧客起点で始まる。デザイン思考によって顧客の満足度を高め、リピート率を増やすことで、自社のサービスをプラットフォームとして位置づけさせる。当該プラットフォームをオープンにし、パートナーを作りプラットフォームを成長させ、業界標準を狙う。このような状況下では、「パートナー作りのための特許」が益々重要となる。具体的には、新たなサービスを生み出す課題解決型のサービス型特許、顧客がリピートするためのプラットフォームを形成するプラットフォーム型特許、プラットフォームが持続的に成長できるビジネスモデル特許となる。また、多くの人が参加できるオープンイノベーション型特許管理の方法が模索される。

以上の変化を人材像に写像すると①顧客の課題に対して解決手段をサービスとして提供できる人材②当該サービスの解決手段を効率よく再現できるプラットフォームを構築できる人材③当該プラットフォームが持続的に成長できるサステナビリティを提供できる人材ということになる。研究者であっても技術的手段を備えているというだけで、求められる素養は同じである。